

3福薬発第537号  
令和4年2月21日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会  
会長 原口 亨  
(新型コロナウイルス感染症対策本部長)

### まん延防止等重点措置の延長について

まん延防止等重点措置が令和4年3月6日まで延長されることに伴い、福岡県保健医療介護部薬務課長より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

ご多忙中とは存じますが、貴会会員へのご周知等、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

公印省略

3 薬 第 3 1 8 9 号

令和 4 年 2 月 1 8 日

関係機関の長 殿

福岡県保健医療介護部薬務課長

まん延防止等重点措置の延長について

平素より本県の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本県新型コロナウイルス感染症対策本部において、令和4年2月18日付けで「まん延防止等重点措置の延長について」を定めましたので、お知らせいたします。

つきましては、内容を十分御了知いただくとともに、貴会員への周知につきまして御協力いただきますようお願いいたします。

期間：令和4年2月21日（月）0時から令和4年3月6日（日）24時まで

<添付資料>

「まん延防止等重点措置の延長について」

福岡県保健医療介護部薬務課薬事係

電話番号：092-643-3284

ファックス：092-643-3305

## まん延防止等重点措置の延長について

### I これまでの経緯及び現在の感染状況等

#### (1) これまでの経緯

- 県では、オミクロン株の影響による爆発的な感染拡大を受け、1月24日から県独自措置、1月27日からはまん延防止等重点措置として、飲食店における営業時間短縮などの県民及び事業者の皆様に対する要請を実施してきた。
- これまで、97.5%の飲食店に御協力いただき、また、県民の皆様には慎重な行動を心掛けていただき、その結果、人流も減少してきた。
- 新規陽性者数は2月5日に過去最多の5,600人となった後、前週の同一曜日を下回る日が増えるなど、措置の効果が一定程度現れている。
- しかしながら、感染が収束に向かっていると明確に言える段階ではなく、医療提供体制は予断を許さない状況が続いている。
- このため、2月20日の期限どおりに措置を解除した場合、早期に感染が再拡大し、医療提供体制のひっ迫を招くおそれがあると判断し、専門家の意見や市町村との協議を踏まえ、2月16日、国に対してまん延防止等重点措置の延長を要請した。

#### (2) 感染状況

- 新規陽性者数は減少傾向にあるものの、引き続き1日3千人から4千人規模で発生しており、依然として予断を許さない状況にある。
- 地域別に見ると、直近1週間の人口10万人当たりの数は、福岡市や北九州市といった都市部に留まらず、すべての地域で400人を上回っており、全県的に感染が広がった状況が続いている。
- 年代別では、1月中旬と比較すると、全体の6割を占めていた20代、30代の若い世代の割合が約3割に低下する一方、60代以上の割合は約5%から2割近くに上昇しており、今後、医療への負荷が継続することも懸念される。

### (3) 医療提供体制の状況

- 爆発的な感染拡大に伴い入院者数も急増し、病床使用率は2月14日に86.7%まで上昇した。その後は緩やかに低下しており、2月17日時点では84.5%となっている。
- 重症者数は2月17日時点で19人、重症病床使用率は9.2%と低い水準で推移しているものの、中等症者数は441人となっており、今後、中等症者が重症化することにより、重症病床を圧迫する懸念もある。
- また、直近では入院者の9割近くを60代以上が占め、さらに80代以降の高齢者だけで半数以上を占めていることから、医療提供体制の改善には一定の期間を要することが想定される。

## II まん延防止等重点措置の延長

- このような本県の感染状況等については、国と密に情報共有し、協議を進めてきたところ。
- そのような中、本日、政府対策本部は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第3項の規定に基づき、本県を含む17道府県について、まん延防止等重点措置を実施すべき期間を3月6日まで延長することを決定した。
- これを受け、県では、2月21日以降もこれまでと同様の措置を徹底し、感染の収束に向けて全力を挙げてまいり。
- なお、措置区域については、全県的に感染が広がった状況が続いているため、これまで同様に県内全域とする。
- 県民及び事業者の皆様には次のとおり協力を要請する。

### Ⅲ 県民・事業者に対する要請

#### Ⅰ 県民への要請

区域: 県内全域

期間: 令和4年2月21日(月曜日)0時から3月6日(日曜日)24時まで

#### (1) 外出・移動(特措法第24条第9項)

- ① 外出にあたっては、ワクチンを接種された方を含め、マスク(不織布マスクを推奨)を着用し、訪問先での手指消毒や検温等を行うこと。

目的地の感染状況、利用する施設の感染防止対策をよく確認して行動し、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出は自粛すること。特に、高齢者や基礎疾患のある方及びこれらの方と日常的に接する人は慎重に行動すること。

発熱等の症状がある場合は、外出を避け、積極的に医療機関等を受診し、検査を受検すること。

- ② 不要不急の県境をまたぐ移動、特に緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域との往来は、極力控えること。

どうしても移動が必要な場合は、「対象者全員検査」※を行い、検査結果が陰性であることの確認を行うこと。

※「対象者全員検査」とは、まん延防止等重点措置等により県が移動や飲食・イベントにおける人数制限を要請した場合に、対象者の陰性の検査結果を確認することにより、制限の緩和を可能とするもの。

#### (2) 飲食

- ① 外食の際は、県の第三者認証を受けた感染防止認証店※をはじめ、業種別ガイドラインを遵守している飲食店を選び、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること。(特措法第24条第9項)

※ 感染防止認証店とは、感染防止対策の認証基準40項目全てを満たし、県が確認・認証した飲食店

- ② 営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないこと。(特措法第31条の6第2項)

- ③ 飲食店等の利用にあたり、同一グループの同一テーブルの利用は4人以内とすること。(特措法第24条第9項)

(ただし、「対象者全員検査」を行い、認証店のうち、ワクチン検査パッケージ

ジ制度の登録店で参加者全員の陰性の検査結果を提示する場合は、同一グループの同一テーブルでの5人以上の利用も可とする)

- ④ 人数にかかわらず感染防止対策が十分でない場合は、感染リスクが高くなることから、別添1「感染リスクを避ける飲食店の利用について」を遵守すること。
- ⑤ 長時間の会食は、気分の高揚、注意力の低下により大声になりやすいため、2時間以内とすること。(個人宅等での会食を伴う集まりも含む)
- ⑥ 会話の際は、マスクを着用し、大声を出さないこと。(個人宅等での会食を伴う集まりも含む)
- ⑦ 屋外の飲食であっても、人との距離の確保、会話の際のマスク着用などの感染防止対策を徹底し、大声での会話など感染リスクが高くなる行動は避けること。

### (3) カラオケ設備の利用

- ① 歌唱の際はマスクを着用し、人との距離を2m以上確保すること。
- ② マイク等は、利用する者が変わる都度消毒を行うこと。
- ③ 座席の間隔を1m以上確保し、正面の着座は避けること。

### (4) 基本的な事項

- ① ワクチン接種した方も含め、マスクの正しい着用、手指衛生、三つの密の回避、換気等の基本的な感染防止対策を徹底すること。
- ② 電車・バス・タクシー等の公共交通機関を利用する際は、常にマスクを着用し、大声での会話を控えること。

### (5) 無料検査の実施(特措法第24条第9項)

区域: 県内全域

期間: 令和3年12月26日(日曜日)から令和4年3月6日(日曜日)まで

- ① ワクチン接種の有無に関わらず、感染リスクが高い環境にある等のため感染不安を感じる無症状の方は、検査を受けること。

※検査場所の最新情報は県ホームページに掲載又はコールセンターで案内しています。

※発熱等の症状がある場合は、医療機関を受診してください。

## 2 飲食店への要請

区域: 県内全域

期間: 令和4年2月21日(月曜日)0時から3月6日(日曜日)24時まで

### (1) 営業時間短縮の要請

#### <対象>

飲食店(特措法施行令第11条第14号)

- ・宅配、テイクアウトサービスを除く。
- ・設備を設けて客に飲食をさせる営業を行う露店営業(屋台)を含む。
- ・遊興施設(特措法施行令第11条第11号)のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けているものを含む。
- ・ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設に該当する場合を除く。

#### <内容>

##### ① 感染防止認証店

- ・営業時間を5時から21時までの間(もともとの営業時間が、5時から21時までの間である施設(店舗)は対象外)とし、酒類については、提供時間を11時から20時30分(オーダーストップ)までとすること。  
又は、営業時間を5時から20時までの間(もともとの営業時間が、5時から20時までの間である施設(店舗)は対象外)とし、酒類の提供を行わないこと。(特措法第31条の6第1項)
- ・福岡県から交付を受けた「感染防止認証マーク」を店外の利用者の見える場所に掲示し、認証書は店舗内の利用者の見える場所に掲示すること。(特措法第24条第9項)
- ・同一グループの同一テーブルへの入店案内は、4人以内とすること。(特措法第24条第9項)  
(ただし、認証店のうち、ワクチン検査パッケージ制度の登録店において、「対象者全員検査」による、全員の陰性の検査結果を確認した場合は、同一グループの同一テーブルでの5人以上の案内も可とする)

##### ② 感染防止認証を受けていない店

- ・営業時間を5時から20時までの間(もともとの営業時間が、5時から20時までの間である施設(店舗)は対象外)とし、酒類の提供を行わないこと。(特

措法第31条の6第1項)

- ・同一グループの同一テーブルへの入店案内は、4人以内とすること。(特措法第24条第9項)

## (2) カラオケ設備の利用店

- ① マイクやリモコン等は、利用する者が変わる都度、必要に応じて消毒を行うこと。カラオケボックス等においては、各部屋に消毒設備を設置すること。
- ② 利用者の「三つの密」を避け、換気の確保等、感染対策を徹底すること。
- ③ 飲食を主として業としている店舗(スナック、カラオケ喫茶等)においては、不特定多数の者が一同に会してカラオケ設備を利用することから、特に換気や人との距離の確保を徹底すること。

## (3) 感染防止対策の徹底

- ・別添1「感染リスクを避ける飲食店の利用について」を遵守すること。
- ・感染防止対策に取り組んでいることを客観的に示すことができる「感染防止認証マーク」の取得申請に努めること。

### 【協力金】

- 【第15期】令和4年2月21日(月)0時~3月6日(日)24時まで、営業時間短縮等に協力した飲食店等に対し協力金を給付する。

#### ○ 給付額

ア 営業時間を5時から21時までの間とし、酒類については、提供時間を11時からとし、オーダーストップは20時30分までとした場合。

- ・中小企業:売上高に応じて1日2.5万円~7.5万円
- ・大企業(中小企業も選択可):売上高減少額に応じて1日最大20万円

イ 営業時間を5時から20時までの間とし、酒類の提供を行わない場合。

- ・中小企業:売上高に応じて1日3万円~10万円
- ・大企業(中小企業も選択可):売上高減少額に応じて1日最大20万円

※感染防止認証店は、ア、イのいずれかを選択できる。選択した要請内容を要請期間の途中で変更できない。いずれの要請に応じているかを来店客に対し明示する必要がある。

### 【協力金の先渡しを行います】

- 協力金の受給実績がある飲食店等に【第15期】協力金の一部を先渡し給付する。

- 先渡し給付額 ※差額分は本申請時に追加給付

上記ア場合 17万5千円(2.5万円×7日)

上記イ場合 21万円(3万円×7日)

※ 申請方法等については、別途発表

### 3 催物(イベント・集会等)の取扱い

#### (1) 催物(イベント・集会等)の開催制限(特措法第24条第9項)

区域: 県内全域

期間: 令和4年2月21日(月曜日)0時から3月6日(日曜日)24時まで

※ 詳細は別添2「催物の開催制限等について」のとおり。

##### ① 5,000人超のイベント(大声なし)

イベント主催者等が感染防止安全計画を策定し、県の確認を受けること。

・人数の上限 20,000人(「対象者全員検査」により、20,000人を超える人数について、陰性の検査結果を確認した場合は、収容定員まで追加可)

・収容率の上限 100%

##### ② それ以外の場合

感染防止安全計画を策定しないイベントについては、イベント開催時に別添「イベント開催時に必要となる感染防止策」への対応状況をホームページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管すること。

##### ア 収容定員が設定されている場合

人数の上限 5,000人

かつ収容率の上限を50%(大声あり)又は100%(大声なし)

##### イ 収容定員が設定されていない場合

大声ありのイベントは、十分な人と人との間隔(できるだけ2m、最低1m)を確保し、大声なしのイベントは人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること。なお、大声ありのイベントについて、十分な人と人との間隔(できるだけ2m、最低1m)の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。

#### (2) その他の要請

① 催物等の開催については、「新しい生活様式」や業種別ガイドラインを遵守すること。

② 主催者は、イベント等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、

イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係るイベント主催者等による行動管理等、基本的な感染防止策を講じること。また、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくこと。

#### 4 事業者への要請（飲食店を含む）

区域：県内全域

期間：令和4年2月21日（月曜日）0時から3月6日（日曜日）24時まで

- (1) 業種別ガイドラインを遵守すること。（特措法第24条第9項）
- (2) 飲食店や宿泊施設は、感染防止対策に取り組んでいることを客観的に示すことができる「感染防止認証マーク」の取得に努めること。
- (3) 職場への出勤等
  - ① 業務継続の観点からも、在宅勤務（テレワーク）の活用等による、出勤者数の削減目標を前倒して設定し、出勤が必要な場合も、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進すること。
  - ② 「三つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を回避すること。  
特に、「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう周知すること。感染防止対策の徹底のため、ビル管理者等は CO<sub>2</sub>センサー等により換気の状態を確認すること。
  - ③ 感染防止のための取組※を徹底すること。  
※感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、せきエチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状がみられる職員の出勤自粛、軽症状者に対する抗原定性検査キット等を活用した検査、出張による職員の移動を減らすためのテレビ会議等の活用、昼休みの時差取得、職員寮等の集団生活の場での対策）
  - ④ 自社の従業員に対し、職場の内外を問わず感染防止対策の徹底を呼びかけること。感染防止対策が徹底されていない飲食店の利用を控えるよう求めること。
  - ⑤ 別添3に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、感染者や濃厚

接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、事業の特性を踏まえ、業務を継続すること。

(4) 集客施設に対する要請（特措法第24条第9項）

- ① 入場の際に、混雑を回避するための措置を講ずること。
- ② 入場者に対して、マスク着用を周知すること。
- ③ 正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を実施しない者の入場を禁止すること。
- ④ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置を講ずること。（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）
- ⑤ 手指の消毒設備を設置すること。

(5) 高齢者施設等に対する要請

高齢者施設等における基本的な感染防止対策を「介護現場における感染対策の手引き」をもとに再確認するとともに、以下の取組を積極的に進めること。

- ① 県等が実施している高齢者施設職員等を対象としたPCR検査事業を活用し、職員の受検を促すこと。（特措法第24条第9項）
- ② 通所介護事業所等の利用者に対する健康状態の確認や、マスク着用、手指消毒などの感染防止対策の徹底を図ること。特に、入所施設と併設する通所介護事業所については、職員や動線の分離の徹底など入所施設への感染拡大を防止するための対策に取り組むこと。
- ③ 施設内での感染者の療養や感染した入所者が退院した場合に備えて、病状の急変など緊急時の対応について、嘱託医や協力医療機関との情報共有、連携方法などを再確認すること。また、感染した入所者が退院基準を満たした場合は、元の高齢者施設等が迅速かつ適切に受け入れること。
- ④ 市町村と連携し、入所者等及び職員のワクチンの追加接種を速やかに実施すること。
- ⑤ 面会者からの感染を防ぐため、オンラインによる面会実施を推進すること。
- ⑥ 職員に発熱等の症状が認められる場合は、当該職員が出勤しないよう徹

底すること。

- ⑦ 陽性者が出た場合には、施設のゾーニングや介助時の留意点等に関して感染症専門医等からの指導・助言を受け、適切に対処すること。
- ⑧ 施設で陽性者が出た場合に備え、国や県が作成した動画等を活用し、職員に対する研修を行うこと。
- ⑨ 管理者は、日頃から職員の健康管理に留意するとともに、職員が職場で体調不良を申しやすい環境づくりに努めること。

## 5 学校等に対する要請

学校教育活動は、三つの密の回避やマスクの着用等の基本的な感染防止対策を十分徹底した上で実施し、身体接触や大きな発声を伴う活動等の感染リスクの高い活動は制限すること。また、特に次の点に留意すること。

- ① 生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク及び近距離で一斉に大きな声で話す活動は、実施しないこと。
- ② 実技科目のうち、近距離となる活動や感染リスクの高い活動は実施しないこと。
- ③ クラスマッチ等の感染リスクの高い学校行事は、実施しないこと。
- ④ 課外授業等については、進学・就職のための指導に関するものを除いて、実施しないこと。
- ⑤ 部活動については、公式大会への参加及びそのための必要最小限の活動を除いて、実施しないこと。

## 6 保育所、認定こども園等に対する要請

- ① 保育所等が果たす社会的機能の維持の観点から、感染の防止を図りつつ、できる限り、保育の提供の継続に努めること。また、医療従事者等の社会機能維持者等の就労継続が可能となるよう、休園した保育所等の児童に対する代替保育を確保するなど、地域の保育機能を維持すること。
- ② 感染リスクが高い活動（室内で児童が近距離で歌を歌う遊び、児童を密

集させるような遊び・運動)を避けるとともに、できるだけ少人数のグループに分割するなど、感染を広げない形での保育の実践を行うこと。

- ③ 大人数での行事、特に、保護者等が参加する行事については、自粛、延期等すること。
- ④ 発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については、可能な範囲で、一時的に、マスク着用を推奨すること。ただし、2歳未満児のマスク着用は推奨せず、低年齢児には特に慎重に対応すること。マスクを着用する場合には、息苦しくないかなどの子どもの体調変化に十分注意し、本人の調子が悪い場合などは無理して着用させないこと。
- ⑤ 保育所等を利用する保護者に対しては、送り迎え時の三密の回避、マスクの着用・消毒といった感染防止策について、協力を得られるよう努めること。
- ⑥ 放課後児童クラブにおいても同様の取扱いとすること。

## 7 県主催イベント・県有施設の対応について

### (1) 県主催イベント

上記3と同様の取扱とする。

### (2) 県有施設

近距離や密集となる活動など、感染リスクが高い活動については、基本的に実施を控えるよう主催者に対し要請する。

なお、対応状況は、県のホームページに随時掲載する。

# 感染リスクを避ける飲食店の利用について

別添1

		飲食店の遵守事項	利用者の遵守事項
認証店	21時時短	<ul style="list-style-type: none"> <li>○営業時間は5時から21時までの間とすること</li> <li>○酒類の提供は11時から20時30分までの間とすること</li> <li>○同一グループの同一テーブルでの利用は4人以下とすること (ワクチン・検査パッケージ制度の登録店において、「対象者全員検査」により、利用者の検査陰性を確認した場合は5人以上案内可)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○21時以降、みだりに飲食店に出入りしないこと</li> <li>○同一グループの同一テーブル利用は4人以下とすること (「対象者全員検査」を行い、ワクチン検査パッケージ制度の登録店で、参加者全員の陰性の検査結果を提示する場合は、5人以上利用可)</li> </ul>
	20時時短 (酒類提供停止)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○営業時間は5時から20時までの間とすること</li> <li>○酒類の提供を行わないこと</li> <li>○同一グループの同一テーブルの利用は4人以下とすること (認証店のうち、ワクチン・検査パッケージ制度の登録店において、「対象者全員検査」により、利用者の検査陰性を確認した場合は5人以上案内可)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○20時以降、みだりに飲食店に出入りしないこと</li> <li>○酒類の持ち込みを行わないこと</li> <li>○同一グループの同一テーブルの利用は4人以下とすること (「対象者全員検査」を行い、認証店のうちワクチン検査パッケージ制度の登録店で参加者全員の陰性の検査結果を提示する場合は、5人以上利用可)</li> </ul>
認証店以外			
上記を含む 飲食店全般		<ul style="list-style-type: none"> <li>○利用者間の距離の確保等                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・座席は、真正面の配置を避け、座席間隔を1m以上確保する。又はテーブル上にアクリル板を設置し区切る</li> <li>・テーブル間やカウンターは1m以上の間隔をあけるか、アクリル等で区切る</li> <li>・食事の提供は着席形式とする(立食形式は提供しない)</li> </ul> </li> <li>○30分に1回、5分程度2方向の窓を全開等で十分な換気を確保する</li> <li>○利用者への呼びかけ等                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食時以外のマスク着用を徹底するよう促す</li> <li>・入店時に検温・手指消毒を促す</li> <li>・滞在時間が長時間(2時間以上)とならないよう促す</li> <li>・グループで複数テーブルを利用する場合は、テーブル間の移動は控えるよう呼びかける</li> </ul> </li> <li>○カラオケ設備の利用店                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイクやリモコン等は、利用する者が変わる都度、必要に応じて消毒を行う。カラオケボックス等は、各部屋に消毒設備を設置</li> <li>・飲食を主として業としている店舗(スナック、カラオケ喫茶等)においては、特に換気や人との距離の確保を徹底する</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県の要請(時短・酒類提供・人数制限)に応じない飲食店の利用を控える</li> <li>○予約時                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・県の第三者認証を受けた認証店をはじめ、業種別ガイドラインに示されている感染防止対策を遵守する飲食店を利用する</li> <li>・立食形式は控える</li> </ul> </li> <li>○利用時                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用する飲食店の感染防止対策を守り、協力する</li> <li>・飲食時以外はマスクを着用する</li> <li>・入店時に検温・手指消毒を行う</li> <li>・大声での会話など、感染リスクが高まる行動は控える</li> <li>・滞在時間が長時間(2時間以上)とならないように会食する</li> <li>・グループで複数テーブルを利用する場合は、テーブル間の移動は控える</li> </ul> </li> </ul>

## 催物の開催制限等について

### 1 催物の開催制限等の要請

催物（イベント・集会等）の開催制限等については、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、2月21日（月曜日）から3月6日（日曜日）まで、イベント主催者及び施設管理者に以下のとおり要請する。

### 2 イベントの開催制限の目安等

イベント主催者及び施設管理者はイベントを開催する場合、別紙1「イベント開催等における必要な感染防止策」に留意すること。なお、人数上限及び収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。

#### ① 別紙2「感染防止安全計画」を策定し、県による確認を受けた場合

人数上限20,000人かつ収容率の上限を100%（大声なし）とする。

さらに、対象者の陰性の検査結果の確認を行った場合は、人数上限を収容定員までとする。

※「感染防止安全計画」は、イベント開催日の2週間前までを目途に県に提出すること。提出後に計画の変更が必要になった場合には、イベント開催日直前の連絡となることがないよう、必要になった段階で速やかにイベント主催者等から県に連絡・相談すること。

#### ② それ以外の場合

人数上限5,000人かつ収容率の上限を50%（大声あり）又は100%（大声なし）とする。

なお、この場合、別紙3「感染防止策チェックリスト」をイベント主催者等が作成・HP等で公表すること。イベント主催者等は、当該チェックリストをイベント終了日より1年間保管すること。

①及び②のいずれの場合についても、イベント等の開催に当たっては、接触確認アプリ（COCOA）の活用について、主催者等に周知すること。

実際のイベントが大声での歓声、声援等が想定されるか否かについては、「大声」を「観客等が、(ア)通常よりも大きな声量で、(イ)反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」に該当するものとする。

<大声の具体例>

観客間の大声・長時間の会話

スポーツイベントにおいて、反復・継続的に行われる応援歌の合唱  
※得点時の一時的な歓声等は必ずしも当たらない。

### 3 留意事項

#### ア 感染拡大防止に必要な取組の継続等

- ・ 収容定員が設定されていない場合、大声ありのイベントは、十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保し、大声なしのイベントは人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保すること。
- ・ なお、大声ありのイベントについて、十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。
- ・ 飲食を伴う又は飲食が可能であるイベントについては、感染者が飲食した場合の周辺への感染リスクを高める可能性があることから、飲食専用エリア以外（例：観客席等）においては自粛を求めること。ただし、発声が無いことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため飲食時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。
- ・ イベント開催後、「感染防止安全計画」を策定した主催者は、別紙4「イベント結果報告フォーム」を1か月以内に県に提出すること。結果報告については、同様のイベントの場合は、問題発生時に速やかに提出すること。
- ・ 同様のイベントを複数回・複数日開催する場合は、初回にまとめて提出可能とする。また、緩和後の人数上限を超える場合は、安全計画の中にワクチン・検査パッケージの実施に係る手順等を盛り込むこと。

### 4 問題が確認されたイベント主催者等への対応等について

収容人数に関わらず、開催後に大声の発生が確認された場合は、今後のイベントは収容率を50%とする

#### 【 添付資料 】

- 別紙1 「イベント開催等における必要な感染防止策」
- 別紙2 「感染防止安全計画」
- 別紙3 「イベント開催時のチェックリスト」
- 別紙4 「イベント結果報告フォーム」
- 別紙5 「感染状況に応じたイベント開催制限等について」

# イベント開催等における必要な感染防止策

別紙 1

項 目	基本的な感染対策
<p>①飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底</p>	<p>□飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布）の正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる</p> <p>* 大声を「観客等が、㊦通常よりも大きな声量で、㊧反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。</p> <p>* 大声を伴う可能性のあるため収容率を50%とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること。</p> <p>* 飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発するような、大音量のBGMや応援なども含む。</p> <p>* 適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照。</p>
<p>②手洗、手指・施設消毒の徹底</p>	<p>□こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施）</p> <p>□主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施</p>
<p>③換気の徹底</p>	<p>□法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上・1回に5分間以上）の徹底</p> <p>* 室温が下がらない範囲での常時窓開けも可。</p> <p>* 屋外開催は上記と同程度の換気効果と想定。</p> <p>* 必要に応じて、湿度40%以上を目安に加湿も検討。</p>

## イベント開催等における必要な感染防止策

項 目	基本的な感染対策
④来場者間の密集回避	<p><input type="checkbox"/>入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施</p> <p><input type="checkbox"/>休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築</p> <p style="margin-left: 20px;">* 入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保する。</p> <p><input type="checkbox"/>大声を伴わない場合には、人と人とが触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保</p> <p style="margin-left: 20px;">* 「大声あり」の場合、座席間は1席（立席の場合できるだけ2 m、最低1 m）空けること。</p>
⑤飲食の制限	<p><input type="checkbox"/>飲食時における感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底</p> <p><input type="checkbox"/>食事中以外のマスク着用の推奨</p> <p><input type="checkbox"/>長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛</p> <p style="margin-left: 20px;">* 発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。</p> <p><input type="checkbox"/>自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討）</p>

## イベント開催等における必要な感染防止策

項 目	基本的な感染対策
⑥出演者等の感染対策	<p><input type="checkbox"/>有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常からの出演者（演者・選手等）の健康管理を徹底する *体調が悪いときは医療機関等に適切に相談。</p> <p><input type="checkbox"/>練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する。 *練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフ等の関係者間の適切な距離確保、換気、必要に応じた検査等の対策が必要。</p> <p><input type="checkbox"/>出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く）</p>
⑦参加者の把握・管理等	<p><input type="checkbox"/>チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握 *接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービス（BluetoothやQRコードを用いたもの等）を活用。 *原則、参加者全員に対してアプリダウンロードまたは、氏名・連絡先等の把握を徹底。</p> <p><input type="checkbox"/>入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止 *チケット販売時に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすることを周知すること。</p> <p><input type="checkbox"/>時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起</p>

※上記に加え、自治体からの要請や各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。

# 感染防止安全計画

## 1. 開催概要

※「感染防止策チェックリスト」の開催概要の添付でも可

イベント名	(開催案内等のURLがあれば記載)	
出演者・チーム等	(多数のため収まらない場合 → 別途、一覧をご提出ください。)	
開催日時	令和 年 月 日 ( 時 分 ~ 時 分) ※複数回開催の場合 → 別途、開催する日時の一覧をご提出ください。	
開催会場	(会場のURL等があれば記載)	
会場所在地		
主催者		
所在地		
連絡先	(電話番号、メールアドレス)	
収容率(上限)	<input type="checkbox"/> 収容定員あり 100%	<input type="checkbox"/> 収容定員なし 人と人が触れ合わない程度の間隔
	いずれかを選択 (いずれも大声がないことを担保)	
収容定員	〇〇,〇〇〇人	—
参加人数	〇〇,〇〇〇人	
ワクチン・検査パッケージ制度の活用	<input type="checkbox"/> 緊急事態措置区域：人数上限 10,000 人を収容定員まで緩和 <input type="checkbox"/> まん延防止等重点措置区域：人数上限 20,000 人を収容定員まで緩和	
その他特記事項		

(※) 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当するものとする。















3～4は、該当する場合のみ記載してください。

### 3. ワクチン・検査パッケージ制度に関する実施計画

※緊急事態措置やまん延防止等重点措置の発令時に、人数上限を超えて、収容率100%での開催をしようとする場合に記載

※「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）及び「ワクチン・検査パッケージにおける抗原定性検査の実施要綱」（令和3年11月19日付け事務連絡）及び「「ワクチン・検査パッケージ」の実施に係る留意事項等について」（令和3年11月19日付け事務連絡）を確認の上、下記の項目について、実施の有無をチェックしてください。

※本県は、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、**対象者全員検査の場合のみ適用**いたします。

実施を予定している検査の内容について具体的に記載してください。

（記載欄）

「検査結果」の確認方法について具体的に記載してください。

（記載欄）

抗原定性検査を実施する場合には、「ワクチン・検査パッケージにおける抗原定性検査の実施要綱」（令和3年11月19日付け事務連絡）に従い、適切に実施している。

その他の事項についても、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」に従い、適切に実施している。

### 4. 専門家との調整状況

※専門家の事前確認を受けた場合に記載

助言を受けた専門家：（所属）

（氏名）

主な助言内容：

# イベント開催時のチェックリスト

別紙3

【第1版（令和3年11月版）】

## 開催概要

イベント名

URL:

イベント名

出演者・  
チーム等

出演者・  
チーム等

開催日時

令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分

開催会場

会場所在地

主催者

主催者  
所在地

主催者  
連絡先

(電話番号)

092- -

(メールアドレス)

収容率  
(上限)



100% (\*)  
(大声なし)



人と人が触れ合わない  
程度の距離



50% (\*)  
(大声あり)



十分な人と人との間隔  
(できるだけ2m、最低1m)

収容人数

〇〇,〇〇〇人

参加人数

〇〇,〇〇〇人

その他  
特記事項

大声なしの場合は、大声なしと判断した理由や、大声を伴わないことを担保する具体的な対策を記載ください。

(※) 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当することと整理する。

# 感染防止策チェックリスト

【第1版（令和3年11月版）】

## 基本的な 感染防止

① 飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底



【大声なしの場合】  
飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布）の正しい着用や大声（※）を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる。

（※）大声の定義を「観客等が、①通常よりも大きな声量で、  
②反復・継続的に声を発すること」とする。

【大声ありの場合】  
「大声なしの場合」の「大声」を「常時大声を出す行為」と読み替える。

② 手洗、手指・施設消毒の徹底



こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施。）。



主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施。

③ 換気の徹底



法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上・1回に5分間以上等）の徹底。

④ 来場者間の密集回避



入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施。



休憩時間や待合場所での密集も回避するための人員配置や動線確保等の体制構築。



大声を伴わない場合には、人と人とが触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保。

# 感染防止策チェックリスト

【第1版（令和3年11月版）】

## 基本的な 感染防止

### ⑤ 飲食の制限

- 飲食時の感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底。
- 飲食中以外のマスク着用の推奨。
- 長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛。
- 自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討。）。

### ⑥ 出演者等の感染対策

- 有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常から出演者やスタッフ等の健康管理を徹底する。
- 練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する。
- 出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く。）。

### ⑦ 参加者の把握・管理等

- チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握。
- 入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止。
- 時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起。

上記に加え、各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。

# イベント結果報告フォーム

別紙4

○イベントの情報（公表する場合、\*については適宜）

イベント名	
出演者、チーム	
開催日時	
主催者	
主催者所在地（都道府県） *	
主催者所在地（市区町村） *	
主催者所在地（番地等） *	
開催会場（名前）	
都道府県	
都道府県コード	
会場所在地（市区町村）	
会場所在地（番地等）	
会場収容定員	
予定参加者数	
当日参加者数（不明の場合は“-”を入力）	
催物の類型	
安全計画策定の有無	

※ご報告いただいた内容については、関係各府省庁・各都道府県において、イベント開催の目安設定等の際の判断の参考とさせていただきます。

○**感染者の参加** →大規模クラスター発生の場合は、別途、行政による調査にご協力ください

感染者発生の有無	
感染者数及び確認時点	○,○○○人（○月○日時点）
疑われる感染の態様	
対応状況	
考えられる感染の原因  ※イベント自体ではなく、家庭内感染や催物前後の共通行動が原因と考えられる場合は、その旨ご記載ください	

不使用欄（LOOP便宜のため白字入力済）

○**感染防止策不徹底（感染防止安全計画の記載内容の未実施等を含む）**

感染防止策不徹底の有無	
具体的な不徹底事由	
不徹底の原因	
今後の改善策 （具体的行動、スケジュール）	

※ご報告いただいた内容については、関係各府省庁・各都道府県において、イベント開催の目安設定等の際の判断の参考とさせていただきます。

# 感染状況に応じたイベントの開催制限等について

【別紙5】

		感染防止安全計画策定(注1)	その他 (安全計画を策定しないイベント)
下記以外の 区域	人数上限(※3)	収容定員まで	5,000人又は収容定員50%の いずれか大きい方
	収容率(※3)	100%(注2)	大声なし:100% 大声あり:50%
重点措置 地域	人数上限(※3)	20,000人 (対象者全員検査により、収容定員まで追加可) (注4)	5,000人
	収容率(※3)	100%(注2)	大声なし:100% 大声あり:50%
緊急事態 措置区域	人数上限(※3)	10,000人 (対象者全員検査により、収容定員まで追加可) (注4)	5,000人
	収容率(※3)	100%(注2)	大声なし:100% 大声あり:50%

※遊園地は、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用する。

(注1) 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用

(注2) 安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提。

(注3) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。

(注4) 対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする。

## 事業の継続が求められる事業者

以下、事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

### 1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、全ての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

### 2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む。

### 3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
- ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
  - ② 飲食料品供給関係（農業・林漁・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
  - ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
  - ④ 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー・コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
  - ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
  - ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
  - ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
  - ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
  - ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
  - ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

#### 4. 社会の安定の維持

- ・社会の安定の維持の観点から、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。
- ①金融サービス（銀行、信金・信組・証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
- ②物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便、倉庫等）
- ③国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦潜水艦等）
- ④企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤安全安心に必要な社会基盤（河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦育児サービス（保育所等の児童福祉施設、放課後児童クラブ等）

#### 5. その他

- ・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場等）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。
- ・学校等については、児童生徒等や学生の学びの継続の観点等から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、事業継続を要請する。